令和５年１０月

介護・高齢者支援課

**提出方法・時期の変更ついて**

・介護認定の新規：認定日から１ヶ月以内に提出。



・介護認定の更新：認定日から１ヶ月以内に提出。

（認定結果に変更がなくても提出が必要）



・介護認定の区分変更：認定日から１ヶ月以内に提出。



・新規貸与の場合：貸与した月の月末までに提出。



・居宅(包括)変更：不要。

（注）提出期限を過ぎた場合は、申請を受け付けた月の初日から有効となる。

（注）区分変更を行った場合は、軽度者福祉用具貸与の新たな有効期間が付与されるため、以前の有効期間は失効する。

（注）「１ヶ月以内」は、その翌月の同じ日に達する前までとする。